

令和3年度第1回タンチョウ保護増殖検討会
議事概要

■日 時：令和3年11月8日（月）14：00～16：00

■場 所：鶴居村総合センター 多目的ホール（鶴居会場）

札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 2A（札幌会場）

■実施体制：Zoom オンライン会議

■出席者一覧（敬称略）：

<保護増殖検討委員>

正富 宏之 専修大学北海道短期大学 名誉教授

百瀬 邦和 NPO 法人 タンチョウ保護研究グループ 理事長

藤巻 裕蔵 帯広畜産大学 名誉教授

小川 巖 エコ・ネットワーク 代表

赤坂 卓美 帯広畜産大学 助教

吉野 智生 釧路市動物園 専門員

黒沢 信道 公益財団法人 日本野鳥の会 釧路支部 支部長

<関係団体・機関>

釧路市タンチョウ鶴愛護会、鶴居村タンチョウ愛護会、公益財団法人日本野鳥の会鶴居・伊藤サンクチュアリ、公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部、タンチョウコミュニティ、NPO 法人タンチョウ保護研究グループ、国際タンチョウネットワーク、一般社団法人タンチョウ研究所、鶴居村教育委員会社会教育課、鶴居村役場産業振興課、標茶町役場農林課林政係、釧路市市民環境部環境保全課、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課、根釧西部森林管理署、根釧東部森林管理署、北海道開発局開発監理部開発連携推進課、北海道森林管理局計画保全部計画課、北海道環境生活部環境局自然環境課

<事務局>

環境省北海道地方環境事務所、環境省釧路自然環境事務所、環境省釧路湿原自然保護官事務所、NPO 法人 EnVision 環境保全事務所

■議事概要：

議題1. 令和2年度タンチョウ生息地分散行動計画の評価について

(1) 環境省からの事業実施報告

令和2年度のタンチョウ生息地分散行動計画の評価について、タンチョウ生息地分散行動計画の進捗状況の評価概要（案）、タンチョウ生息地分散行動計画の進捗状況の評価（案）（修正部分のみ）、検討委員からのコメントと対応一覧を報告し、説明した（資料1、資料1-1～3）。

<主な意見・質問>

- ・「分散」と「分布」という言葉の整理をすべき。密度を下げるものが「分散」であり、分布が広がったからといって分散しているとは言えない。

議題 2. 関係者・研究機関からの事業実施報告

(1) 環境省からの事業実施報告

環境省から、令和2年度のタンチョウ保護増殖事業の実施結果（資料2）について報告した。また、令和2年度の給餌に係る購入量及び給餌量、環境省委託給餌場における飛来カウント数及びシカ、ハクチョウの入り込み数の推移、環境省委託給餌場における1羽当たり給餌量、越冬分布調査の結果、取組評価（越冬及び標識調査）業務、標本保存管理業務及び傷病収容業務、道北・道央における繁殖・越冬状況調査、農業被害及び傷病対策検討業務の結果（資料2-1～8）について報告した。

<主な意見・質問>

- ・保護増殖事業の一環として、タンチョウの個体数推定をすべきではないか。
→今後の実施計画の見直しの中で推定数の出し方等について検討する。（環境省）
- ・阿寒給餌場で飛来数が減少している原因は何か。
→飛来数減少の原因については現在考察できていない。（環境省）
→感染症予防のため、数年前から魚を餌として与えなくなったことが影響している可能性がある。（委員）

(2) 北海道からの事業実施報告

北海道環境生活部環境局から、令和2年度の北海道タンチョウ給餌事業（資料3）について報告。

<主な意見・質問>

- ・近年の飛来数の増減の年変化について、原因は何か？
→給餌量は変わらないもしくは減らしているにもかかわらず、飛来数が増加している給餌場もあり、原因はよくわかっていない。（北海道）

(3) 釧路市動物園からの事業実施報告

釧路市動物園より、令和2年度のタンチョウ保護増殖事業、令和2年度及び3年度のタンチョウ保護収容状況（資料4、参考資料1～3、補足資料）について報告。

<主な意見・質問>

- ・タンチョウの事故が起きないための対策は何かしているか。
→動物園での展示やタンチョウ・レスキュー展などの企画を行っている。（釧路市動物園）
→交通事故の防止 PR として警察署と一緒にパンフレットを配布するなどの普及啓発等も行っている。（環境省）

(4) 北海道開発局からの事業実施報告

北海道開発局から、令和 2 年度タンチョウ保護に関わる事業実施状況及び令和 3 年度の実施計画（資料 5）について報告。

(5) 北海道森林管理局からの事業実施報告

北海道森林管理局から、令和 2 年度の保護林巡視実施状況及び令和 3 年度の実施予定（資料 6）について報告。

議題 3. 令和 2 年度タンチョウ保護増殖事業実施結果

(1) 鶴居村からの事業実施報告

鶴居村教育委員会より、資料 7（鶴居村からの報告）について報告。

(2) 日本野鳥の会からの事業実施報告

日本野鳥の会より、資料 8（日本野鳥の会からの報告_給餌によりタンチョウ 1 羽が得られるエネルギー量の推定）、資料 9（日本野鳥の会からの報告_2020 年度における冬期自然採食地の餌資源量調査について）、資料 9-1（鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ 2020 年度活動報告書_給餌量削減とタンチョウの利用状況）について報告。

(3) タンチョウ保護研究グループからの事業実施報告

タンチョウ保護研究グループより、資料 10（タンチョウ保護研究グループからの報告）について報告。

(4) 北海道環境生活部環境局からの事業実施報告

北海道環境生活部環境局より、資料 11（北海道環境生活部環境局からの報告_タンチョウによる農業被害について）について報告。

<主な意見・質問>

- ・平成 30 年度に農業被害が急激に増えている原因は何か。
→被害が急激に増えた原因は承知していない。馬鈴薯の被害額が大きく、これまでも被害はあったが報告がなかったものか、あるいは急に被害が出るようになったのかについては把握しきれていない。（北海道）
- ・農業被害への共済などの補償はどうなっているのか。
→かなりの被害面積にならないと、共済の補償対象にはならない。（北海道）
- ・鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリの資料中の「サンクチュアリ 2 号」とはどこか。
→給餌場を正面に見て左側の斜面の下部分を「サンクチュアリ 2 号」としている。（北海道）
- ・農業被害は、市町村自体では聞き取りで集計しているのか。
→基本的には聞き取りを行っている。（北海道）
- ・馬鈴薯の被害は平成 30 年以前もあったのか。もしくは、馬鈴薯の被害がタンチョウによるものだと言われ始めたのが平成 30 年ごろなのか。（環境省）
→手元の資料では、平成 27 年、29 年は被害が出ていない。馬鈴薯の被害額自体がクローズ

アップされているのが近年ということ。(北海道)

議題 4. 令和 3 年度タンチョウ保護増殖事業実施計画 (案)

環境省より、資料 12 (令和 3 年度タンチョウ保護増殖事業実施計画 (案))、資料 12-1 (給餌量調整の一時的な見合せ要望)、資料 12-2 (生息地分散行動計画の評価及び次期計画素案策定業務について) について説明した。鶴居村での給餌量調整の一時的な見合せ要望については鶴居村教育委員会より説明があった。また、釧路自然環境事務所からの説明後に、札幌事務所から補足説明があった。

<主な意見・質問>

- ・資料 12 の 2 ページ目の 5 番目に「道央地域における標識調査手法・体制の検討」とあるが、「手法・体制を検討」するだけでなく「検討し、可能なら実施する」という形にしてほしい。

→道央地域で今年度から試行的に実施しているもので、「標識調査の手法体制ができるのであれば実施をする」という方向で進めたい。ただし、道東とは体制、活動団体、生息環境の違いなどがあり、タンチョウの羽数も少ないので、場所に応じた丁寧なやり方で検討し調査を進めたいと考えている。(環境省)

- ・千歳川流域でまだタンチョウが定着していない 5 か所の遊水地をタンチョウが住める環境にもっていく必要がある。環境省としては、関係市町にアクションを起こすべきではないか。

→タンチョウの繁殖が 2 年連続で確認されている長沼町とは、北海道開発局と協力して取り組みをすすめている。他の遊水地については、まだ北海道開発局とも相談ができていないのが現状。該当市町村の意向も把握できていないので、今後着手、調整等していきたい。(環境省)

→6 つある遊水地では、それぞれの役場で管理計画があり、遊水地の利用については各市町村で計画を立てることになっているが、実際どうするかというところまで計画が固まっていないと聞いている。(北海道開発局)

- ・道央地域では、まだ飛来数が少ないので捕獲が成功するとも限らない。標識調査を進めるより先に、飛来情報の収集を進めるべきではないか。例えば、環境省で情報収集のためのキャンペーンを実施するなど視野を広げてやる必要がある。

→環境省では生き物ログというシステムがある。システム活用のための宣伝をもっとすべき。(委員)

→一般からの情報提供は確度に限界があるので、情報の確度を上げるため、委託業務として情報収集、ヒアリング、現地での確認を実施している。(環境省)

→1 羽でも標識をつけることで情報の確度も上がるので、標識の重要性は高い。

- ・給餌量と農業被害との関係については具体的なデータがない。そのあたりの科学的なデータや根拠についてはどうみていくのか。

→各給餌場での給餌状態やそれぞれの農場の環境が異なるため、給餌量の削減が農業被害に直接的に影響しているという結論を出すのは難しい。給餌量を一定にした状態の間にタンチョウの農場利用状況をモニタリングし、変化を観察することが重要と考えている。

(環境省)

・農業被害の対策には経費がかかる。行政が何も対応をしなければ、被害を訴える農家との軋轢は広がり、農業被害の問題はさらに大きくなってしまふ。具体的に、被害をどう補償するか、被害を防ぐための取組への経済的な支援をどうするのかをしっかりと立てなければこの問題は解決しない。「何ができるか」を視点とした対応を関係機関が協働して考えてほしい。